平成２２年（フ）第４８９号
大阪府八尾市荘内町１丁目１番26号　アーバン鷹野101号
債務者　土居　満義
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３号
大阪市東淀川区豊里７丁目12番９号　ルミエール岡本402号
債務者　﨑谷　安子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７号
大阪市東成区深江南３丁目７番36号
債務者　三澤　　実
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８４号
大阪市中央区日本橋２丁目18番14号　バーディーハウス日本橋202号
債務者　中村　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８号
大阪市大正区小林東３丁目９番６号　里美荘401号
債務者　若野　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２号
大阪市住吉区大領５丁目７番12号
債務者　東　　大介
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９４号
大阪府枚方市高野道１丁目１番７号
債務者　常　　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６０号
鹿児島県鹿児島市小川町18番５号　白石ビル205号
債務者　石川　睦子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６号
鹿児島県日置市日吉町日置9508番地１
債務者　有馬　貞雄
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９８号
仙台市宮城野区榴岡４丁目３番26―305号
債務者　三浦　正浩
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
秋田県潟上市天王字北野218番地48
債務者　泉　　正人
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２０号
秋田県潟上市天王字北野218番地48
債務者　泉　由佳子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９号
秋田市仁井田潟中町２番59号　カームパークＣ―204、前住所秋田市牛島西２丁目16番８号
債務者　谷口満紀子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０号
秋田市牛島東６丁目５番42号
債務者　佐藤　直巳
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１号
秋田市濁川字後田21番地29
債務者　嶋田　照美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
秋田市東通明田８番３号
債務者　旭谷　憲正
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６号
秋田市新屋町字関町後203番地78
債務者　佐藤志保子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
秋田市新屋元町11番４号
債務者　髙橋美香子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで　秋田地方裁判所民事第２部